

令和5年度 宮城県カーボンニュートラル化設備導入支援事業費補助金 交付要領

1 趣旨

この要領は、「宮城県カーボンニュートラル化設備導入支援事業費補助金交付要綱」（以下「要綱」という。）第17条に基づき、必要な事項を定める。

2 定義

この要領において使用する用語は、要綱において使用する用語の定義による。

3 補助事業の概要

この補助金は、脱炭素化計画又は自社策定のカーボンニュートラル化計画に基づきカーボンニュートラル化を進める企業に対して、計画に則った設備等の導入費用を補助するものである。

なお、自社策定のカーボンニュートラル化計画については、申請前又は申請時において計画内容及び策定の手法を確認し、知事が適当と認めた場合のみを対象とする。このとき、エネルギー診断士等の専門性を有する者の評価が行われていない計画については、対象としない。

4 補助対象設備

脱炭素化計画に記載された若しくは記載される予定又は自社策定のカーボンニュートラル化計画に記載された設備等とする。

5 補助対象経費及び補助率

補助対象経費は、補助対象設備を導入するために必要な設計費、設備費、工事費、その他必要と認めた経費とし、令和5年度に限り、補助率を3分の2とする。

ただし、太陽光発電設備を導入する場合の補助率は、出力1kW当たり50千円とする。また、補助の上限額は、1者につき10,000千円とする。

6 申請受付期間

令和5年11月22日（水）から令和5年12月22日（金）まで

※申請受付期間内でも、予算上限に達した場合は受付を締め切ります。

7 申請書類

- (1) 交付申請書
- (2) 事業計画書（様式第1号別紙1）
- (3) 誓約書（様式第1号別紙2）
- (4) 役員等名簿（様式第1号別紙3）

- (5) 脱炭素化計画若しくは中間報告書等の脱炭素化計画に準ずるもの又は自社策定のカーボンニュートラル化計画
- (6) 見積書
- (7) 導入予定設備等のパンフレット
- (8) 登記事項証明書の写し
- (9) 県税の納税証明書
- (10) その他知事が必要と認める書類

8 事業期間

交付決定日から令和6年3月29日（金）まで

9 実績報告

補助事業の完了日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）から起算して1か月以内又は令和6年4月19日（金）のいずれか早い日まで、下記の書類を添えて提出すること。

- (1) 実績報告書
- (2) 事業実施報告書（様式第6号別紙1）
- (3) 債権者登録票
- (4) 納品（納品書等）、請求（請求書等）、支払（領収書等）に係る証憑書類の写し
- (5) 取得財産等に係る写真
- (6) その他知事が必要と認める書類

10 補助金の交付

補助金は、実績報告書の確認及び履行調査を実施し、補助金の額の確定後に交付する。

11 注意事項

- (1) 要綱第9条第6号に記載のとおり、補助事業の完了日の属する年度の翌年度から起算して3年間、導入した設備の効果検証を行い、検証の結果を県に報告すること。
なお、報告の頻度は概ね半年に1度程度とする。
- (2) (1)の検証結果の報告内容については、県内自動車関連企業の参考とするため、企業名を伏せて公表することがある。

12 問い合わせ・書類提出先

〒980-8570 仙台市青葉区本町3-8-1

宮城県経済商工観光部自動車産業振興室 企画班

TEL : 022-211-2724

E-mail : jidoushak@pref.miyagi.lg.jp